

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和5年4月26日開催 日本貸金業協会]

1. マネロン対策等にかかる実態調査発出について

- マネロン対策等については、各業法に基づく報告徴求命令を発出し、毎年、各金融機関の取引実態やマネロン対策等に係るデータの提出をお願いしている。2023年も、3月末時点の報告に向けて、報告様式を送付しており、5月末までの提出をお願いしたい。
- なお、2022年までに報告徴求により提出いただいた自己評価とマネロン検査の結果を比較してみると、金融機関が報告徴求で態勢整備ができていると申告した項目でも、実際に検査では態勢整備が不十分と判断される項目がかなりの数に上っており、金融機関の自己評価と実際の態勢整備状況に差が出ている状況にある。
- マネロン態勢整備期限まで残り1年を残すところとなり、自社の態勢状況を適切に把握することが重要である。各経営陣におかれては、マネジメントの観点から、
 - ・ マネロン対策の担当部門が作成した報告が、自社の検査指摘事項等を踏まえて、客観的かつ適切に自社の態勢を評価できているか、過度に過大な評価となっていないかを、今一度担当部門にご確認いただきたい。
 - ・ また、担当部門への適切な人材の配置ができているか、改善策の実施に当たって社内の調整に支障が生じていないかといった点についても、確認・改善を行っていただき、2024年3月末の期限までにマネロン管理態勢の整備を完了していただくよう、改めてお願いしたい。

2. 成年年齢引下げについて

- 2022年4月、成年年齢が18歳に引き下げられ、1年が経過した。この間、日本貸金業協会におかれては、金融庁とも連携していただきつつ、2022年2

月に策定された自主ガイドラインの遵守状況を確認するための監査を実施するなど、適切な対応に尽力いただいております、感謝申し上げます。

- 金融庁においても、貸金業者による若年者への貸付状況や自主ガイドラインの遵守状況等をモニタリングしてきたところ、足元においては、若年者への貸付を行う貸金業者は限られていること、関連する苦情は特段確認されていないと承知している。
- 金融庁としては、当面の間、引き続き、モニタリングを実施していく必要があると考えており、日本貸金業協会におかれても、協会員等に対する監査の実施等につき、引き続き、連携して対応いただきたい。

3. 国民生活センターの調査報告について

- 2023年3月22日に、国民生活センターにおいて、起業・副業を巡るトラブルに係る調査報告書が公表された。
- 当該調査報告書では、起業・副業のための契約を勧誘されトラブルになる事例が年々増加しており、20歳代が契約当事者になることが最も多いほか、具体的な事例として、消費者が事業者から消費者金融に借金するよう促され、借り方を指南されつつ実際に借入を行い、事業者に支払った後、トラブルになった事例等が報告されている。
- 日本貸金業協会や各事業者におかれては、すでに、各社のウェブサイト上に副業・アルバイト事例に係る被害への注意喚起、借入の申込手続き画面に注意喚起のポップアップ表示、顧客接点や金融経済教育の中でもご対応いただくなど、取り組んでいただいております、実際にそうした取組みの中でトラブルを未然に防いだ事例もあると承知している。
- 今後も、トラブルを未然に防ぐための取組みなど、引き続き、協力いただきたい。

4. マイナンバーカードの普及・利用の促進について

- 各金融機関におかれては、マイナンバーカードの取得と利活用の促進について、様々な協力をいただいているところであり、改めて感謝申し上げます。
- 2023年4月17日に開催された第4回「マイナンバーカードの普及・利用の促進に関する関係府省庁等連絡会議」において、デジタル庁から示された資料によれば、「貸金業等」におけるマイナンバーカードの取得率は80.4%となっている。
- マイナンバーカードの取得率向上については、引き続き力を入れていただきたいが、それとともに、マイナンバーカードの利活用の促進についても、引き続き協力いただきたい。
- 政府としては、マイナンバーカードの更なる普及促進策として、公的個人認証サービスの活用をお願いしており、御業界におかれても、積極的なご活用をよろしくお願いしたい。
- また、政府としては、民間利用シーンの拡大に向け、
 - (1) マイナンバーカードを活用したユースケースや、
 - (2) 民間事業者における電子証明書手数料が2023年1月から当面3年間無料化されていること、
 - (3) マイナンバーカードと同等の機能（署名用及び利用者証明用の電子証明書）を持ったスマホアプリのダウンロードサービスが2023年5月から開始されること等について、周知・活用促進の対応を進めているところ。各金融機関の協力をよろしくお願いしたい。

5. インボイス制度への対応について

- 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の2023年10月1日からの導入まで残り半年を切った。

- これまで日本貸金業協会におかれては、協会員への周知やインボイス制度に関する説明動画の配信など、インボイス制度の円滑な導入に協力をいただき感謝申し上げます。
- このインボイス発行事業者になるための登録申請については、申請書に「困難な事情」の記載を要さないこととなり、現在も申請ができるようになった。
- また、インボイス制度には支援措置があり、令和4年度の補正予算において各種補助金が拡充されていることや、令和5年度税制改正においてインボイス制度に関し所要の見直しが行われていることにも留意いただきたい。
- こうした点も踏まえ、今後とも、引き続き業界内の周知等の協力をお願いしたい。また、協会員から悩みや懸念が寄せられた場合には、相談いただきたい。

6. 金融行政モニター制度について

- 金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関する意見等を伺ってきているが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとの指摘もあるところ。
- 金融庁では、金融機関及びその職員などからの金融行政に対する率直な意見等を中立的な第三者である外部専門家に直接お届けし、金融行政に反映させる仕組みとして、平成28年1月より「金融行政モニター受付窓口」を設置している。
- 本制度では、モニター委員から金融庁に伝えられる際に、個人や所属組織を特定できる情報は全てマスキングすることで意見提出者の匿名性を厳格に担保している。
- 設置以降286件（令和5年3月末現在）の意見を受け付けており、これらは金融庁幹部職員等に共有されるだけでなく、これまで制度改革に繋がっている例もある。

- 最近寄せられた意見では、ホームページの苦情受付窓口において必要以上に個人情報の入力が求められているのではないかといったものがあり、各金融機関が顧客本位の業務運営を進められている中で、色々なサービスが顧客の目線に立っていないために顧客の誤解を招いているケースに関するものもあり、今一度顧客の側に立って、各種取組を見直していただきたい。
- 2023年3月31日に金融行政モニター委員との意見交換会を開催し、委員より、①金融行政モニターの運用のあり方、②新たなNISA制度、③顧客本位の業務運営、④若者の消費者トラブル等についてご意見があった。こうした点も踏まえつつ、金融行政の改善に努めていきたい。
- 金融行政モニター制度の意義としては、①各金融機関から、金融庁から独立したモニター委員に直接に声をいただき、金融行政の改善に繋げることができる、②個別の金融機関の対応事例について、監督当局と金融機関の対話の契機になるというようなケースが想定される。そのいずれのケースにおいても、重要なことは、受け付けた意見をただこなすのではなく、丁寧に対応し、個別案件の対応に限らず、金融行政の改善に繋げる観点から前向きに対応することであると考えている。この点で、改善点等お気づきの点があれば教えていただけると幸い。金融行政モニター制度を日本貸金業協会の協会員及びその職員に周知願いたい。
- 他方、国民や顧客の目から見て、適切かどうかを意識した運営も重要であり、今後、可能な限り公表の対応も検討していきたい。

(以上)